

第5章 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画

1. 障がい福祉計画等の方向性

平成30（2018）～32（2020）年度までを計画期間とする第5期障がい福祉計画については、障がいのある子どもへの支援を一体的な取組を進めるため、「第1期障がい児福祉計画」を包含し、一体的に策定することとします。

障がい福祉計画等の策定にあたって国から示された「基本指針」では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項として次の5点が掲げられています。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

（2）月形町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいにかかる制度の一元化への対応として、障がい者がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを利用ができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者は、精神障がい者に含まれるものとして、引き続きその旨の周知を図ります。難病患者についても、障がい福祉サービスの利用対象となっている旨の周知を図っていきます。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に進めます。

- ア 地域住民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくり
- イ 制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組み
- ウ 人工呼吸器を装着している障がい児等（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受け入れるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要であります。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

2. 障がい福祉計画等の基本方針

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

ア サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がい者のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

イ 障がい者の就労の促進（障がい福祉施設から一般就労への移行）

障がい者が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするために、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行やその定着、また、月形町障害者就労施設等調達推進方針に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、福祉的就労の拡大を図ります。

ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した地域生活支援拠点の整備を図ります。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「障がい者自立支援ネットワーク会議」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

また、福祉に関するさまざまな問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを整備し、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保するとともに、その機能の有効活用を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児およびその家族に対する継続的な相談支援は、今後必要となる支援を行うに当たって、関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。また、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供、利用計画作成の相談支援や児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスの体制整備を行うとともに、認定こども園や放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携し、身近な地域における支援体制の拡充を図ります。また、児童発達支援センター、主に重症心身障害がい児を支援する通所支援サービス事業所及び医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備を図ります。

(4) 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援

発達障害のある人への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の整備を図ります。

そのため、発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間団体との連携を図ります。

(5) 精神保健福祉の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

そのため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、その機能の有効活用を図ります。

(6) 権利擁護の推進

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法等に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

そのため、平成 29（2017）年 2 月に月形町が策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する月形町職員の対応要領」など、権利擁護を推進するために関係する制度等を広く周知し、当事者や関係団体と連携を図りながら、普及・啓発を図ります。また、ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を促します。

(7) 人材の養成・確保

サービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。

そのため、福祉関係専門員の養成・確保を図るため、月形町福祉施設等就労定着資格取得支援助成制度等の利用促進や潜在している人材の有効活用等に努めます。また、障がい福祉の職場に対する理解の促進に努め、新たな人材の参入促進を図ります。

3. 第4期障がい福祉計画の実施状況

本町では、第4期障がい福祉計画で施設入所者などの地域生活への移行や就労支援などに関する課題に対応するため、国の基本指針や本町の実情に応じての数値目標を設定しています。

設定している数値目標とサービス見込み量に対する実績又は実績見込は次のとおりです。

(1) 入所施設から地域生活への移行

項目	目標	実績(見込)	国の基本指針
平成 25 (2013) 年度末の施設入所者数 (a)	—	11 人	目標設定の基準値
平成 29 (2017) 年度末の地域生活移行者見込数	1 人 (9.1%)	0 人 (0.0%)	(a) のうち地域生活に移行する人の目標数

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 25 (2013) 年度末の年間一般就労移行者数 (a)	—	0 人	目標設定の基準値
平成 29 (2017) 年度末の年間一般就労移行者見込数	1 人	0 人	基準値 (a) の 2 倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 25 (2013) 年度末の就労移行支援事業利用者数 (a)	—	0 人	目標設定の基準値
平成 29 (2017) 年度末までの就労移行支援事業利用者見込数	1 人	1 人	基準値 (a) の 6 割以上

(3) 障がい福祉サービスの見込み量と実績

1) 訪問系サービス

名 称	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間／月	160	111	170	106	180	104
重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0

2) 日中活動系サービス

名 称	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
療養介護	人	1	1	1	1	1	1
生活介護	人	16	17	16	17	16	17
	人日／月	264	305	308	314	308	327
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	1	0	1	1	1	1
	人日／月	22	0	22	21	22	23
就労継続支援（A型）	人	3	4	4	4	5	5
	人日／月	66	74	88	72	110	88
就労継続支援（B型）	人	20	14	20	14	20	14
	人日／月	374	280	374	287	374	293
短期入所（福祉型）	人	1	1	1	1	1	1
	人日／月	14	9	14	1	14	14
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

3) 居住系サービス

名 称	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
施設入所支援	人	11	13	10	14	9	14
共同生活援助	人	13	10	13	10	13	10

4) 相談支援サービス

名 称	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人／月	4	6	4	4	4	7
地域移行支援	人／月	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	0	1	0	1	0

5) 障がい児通所支援サービス

名 称	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	人／月	25	11	15	1	15	7
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人／月	6	10	10	20	10	20

6) 地域生活支援事業

名 称	単位	平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0
コミュニケーション支援事業	人	1	0	1	0	1	0
移動支援事業	人	13	13	13	13	13	13
	時間／年	300	250	300	155	300	162
日常生活用具給付事業	件	91	91	91	105	91	88
地域活動 支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	5	4	5	4	5	4
日中一時支援事業	箇所	2	2	1	0	1	1
	人	1	2	1	0	1	1

4. 平成 32（2020）年度における数値目標

国は、「第5期障害福祉計画に係る国の基本指針」において、平成32（2020）年度までの目標の設定について、以下の考え方を示しています。

成果目標を設定する事項	目標値の設定内容
入所施設から地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none">・平成 28（2016）年度時点の施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行。・施設入所者数を平成 28（2016）年度末時点から 2%以上削減。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備等	<ul style="list-style-type: none">・入院後 3 ヶ月時点の退院率を 69%以上とする。・入院後 6 ヶ月時点の退院率を 84%以上とする。・入院後 1 年時点の退院率を 90%以上とする。・協議の場を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備。
福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none">・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 28（2016）年度実績の 1.5 倍以上とする。・就労移行支援事業の利用者数を平成 28（2016）年度末の利用者から 2 割以上増加。・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備。
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターを、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ設置。・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ確保。・医療的ケア児支援の協議の場を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ設置。

本町では、第4期計画までのサービス実施状況を把握し、計画や今後実施すべき事項等を検討しながら、平成32（2020）年度までの見込み等について目標値の設定を次のとおり行いました。

（1）入所施設から地域生活への移行に関する目標

項目	数値	国の基本指針
平成 28（2016）年度末の施設入所者数（a）	14人	目標設定の基準値
平成 32（2020）年度末の施設入所者数（b）	12人	地域生活移行者数（c）と新規入居者数を勘案
平成 32（2020）年度までの削減見込	2人 (14.2%)	【目標値】 平成 28（2016）年入所者数からの削減見込み数（a）－（b）
平成 32（2020）年度の地域生活移行者数（c）	2人 (14.2%)	【目標値】 (a) のうち地域生活に移行する人の目標数

（2）精神科病院から地域生活への移行に関する目標

①精神科病院から地域生活への移行者数

項目	数値	国の基本指針
平成 28（2016）年度中の年間入院患者数（a）	1人	目標設定の基準値
平成 32（2020）年度中の年間入院患者数	0人	【目標値】 基準値（a）の退院率 90%

②地域包括ケアシステムの整備等

精神障害にも対応した、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、町内に「ある社会資源」と「ない社会資源」の連携活用が図れるように、南空知圏域における広域整備を検討し整備を推進することとします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針
平成 28（2016）年度中の年間一般就労移行者数（a）	0人	目標設定の基準値
平成 32（2020）年度中の年間一般就労移行者数	1人	【目標値】 基準値（a）の1.5倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針
平成 28（2016）年度末の就労移行支援事業利用者数（a）	1人	目標設定の基準値
平成 32（2020）年度の就労移行支援事業利用者数	2人	【目標値】 基準値（a）の2割以上増加

(4) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針に記載されている成果目標として、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ地域生活支援拠点等を整備するとされています。

地域生活支援拠点等が持つ機能としては、下記が求められています。

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、基幹相談支援センター機能等を併せ持つものを検討します。また、町内にある社会資源とない社会資源の連携活用が図れるように、南空知圏域における広域整備を検討し整備を推進することとします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に記載されている成果目標として、次について整備するとされています。

- ・児童発達支援センターを、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ設置。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保。
- ・医療的ケア児支援の協議の場を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ設置。

町内にある社会資源とない社会資源の連携活用が図れるように、南空知圏域における広域整備を検討し整備を推進することとします。

5. サービス見込み量及び確保の方策

平成29（2017）～32（2020）年度までのサービス見込み量は、平成28（2016）年度から平成29（2017）年度までの利用実績と障がい者数の推移に基づき、次のとおり算出しています。

本町の障がい者支援事業者及び南空知圏域における関係事業者等との連携によりサービス見込み量の確保に努めます。

（1）障がい福祉サービス

1) 訪問系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力に制限のある障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために、必要な外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、外出先での支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い障がい者に必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービス見込み量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
居宅介護、同行援護 重度訪問介護、行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	104	104	104	104
	人	11	11	11	11

2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約に基づかない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う環境変化により、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
療養介護	人	1	1	1	1
生活介護	人	16	16	16	16
	人日／月	352	352	352	352
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
就労移行支援	人	1	1	1	1
	人日／月	22	22	22	22
就労継続支援（A型）	人	6	6	6	6
	人日／月	132	132	132	132
就労継続支援（B型）	人	14	14	14	14
	人日／月	308	308	308	308
就労定着支援	人	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	人	1	1	1	1
	人日／月	14	14	14	14
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
全 体	人	39	39	39	39
	人日／月	828	828	828	828

3) 居住系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応で、本人の意思を尊重した地域生活の支援を行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をしています。

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
自立生活援助	人	0	0	0	0
施設入所支援	人	14	14	14	12
共同生活援助 (グループホーム)	人	10	11	11	11
全 体	人	24	25	25	24

4) 相談支援系サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	入所施設から地域における生活に移行するための住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	在宅において生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
計画相談支援	人	16	16	16	16
地域移行支援	人	1	1	1	0
地域定着支援	人	0	1	1	1
全 体	人	17	18	18	17

5) 障がい児通所支援サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設利用などの支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
児童発達支援	人	1	1	1	1
	人日／月	8	8	8	8
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	3	3	3	2
	人日／月	38	38	38	26
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
障害児入所施設	人	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0
全 体	人	4	4	4	3
	人日／月	46	46	46	34

6) 障がい児相談支援サービス

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、南空知圏域での配置を検討し、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
障害児相談支援	人	4	4	4	4
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。また、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促すため、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及推進を行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。（広域市町村との実施を検討）
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。 (広域市町村との実施を検討)

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	有	無	無
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	87	120	120	120
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0
移動支援事業	人	14	14	14	14
	時間/年	160	160	160	160
地域活動支援センター					
基礎的事業	箇所	1	1	1	1
	人	4	5	5	5

2) 任意事業

①サービスの概要

名 称	サービスの概要
日中一時支援事業	日中において、障がいの方の介護者が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

②サービス見込量

名 称	単位	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
日中一時支援事業	箇所	1	1	1	1
	人	1	1	1	1